

国際委員会規程

(昭和 50 年 4 月 24 日制定) (平成 9 年 4 月 21 日一部改正)
(昭和 51 年 7 月 26 日一部改正) (平成 12 年 7 月 24 日一部改正)
(昭和 60 年 7 月 22 日一部改正) (平成 13 年 5 月 21 日一部改正)
(昭和 62 年 4 月 22 日一部改正) (平成 20 年 7 月 22 日一部改正)
(平成 5 年 4 月 22 日一部改正) (平成 21 年 7 月 21 日一部改正)
(平成 5 年 10 月 25 日一部改正) (平成 28 年 5 月 17 日改正)
(平成 6 年 12 月 19 日一部改正)

(目 的)

第 1 条 本委員会は、本会の国際事項の審議処理のため設置する。重要事項に関しては審議結果を理事会に答申し、承認あるいは指示を得て、これを処理する。

(組織および任務)

第 2 条 本委員会に、委員長、副委員長 1 名、幹事 1 名、委員若干名をおく。

2. 委員長は、後任副会長（学会運営・組織強化担当）とする。
3. 副委員長は、前任副会長（学会運営・組織強化担当）とする。
4. 幹事は、前任調査理事とする。
5. 委員は、次のもので構成する。
 - イ) 会計理事（後任）
 - ロ) 編集理事（後任）
 - ハ) 調査理事（後任）
 - ニ) ソサイエティ／グループ選出の国際会議担務者 各 1 名
 - ホ) 委員長が指名する若干名

第 3 条 委員長は、会務を統轄する。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。
3. 幹事は、会務の運営に関し、委員長及び副委員長を補佐する。

(委 嘱)

第 4 条 委員長、副委員長は、理事会の決議により、会長が委嘱する。幹事および委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

(取扱う事項)

第 5 条 本委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 学会本部が関与する国際会議に関する事項
- (2) 海外各種機関に関する事項
- (3) 本会の国際化の将来構想に関する事項
- (4) その他の国際事項

(経 費)

第 6 条 本委員会の経費は、学会共通経費をもって支弁する。

(その他)

第 7 条 本規程は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 17 日改正)

本改正は、改正日から施行する。